

解体工事の入札に必要な建設業許可について

平成28年6月

建設工事等競争入札参加者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

平成28年6月1日から建設業法の許可に係る業種区分に「解体工事業」が追加されたことに伴い、解体工事の入札に必要な建設業許可について、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1. **平成30年度まで（平成31年3月31日まで）**に
入札の公告又は指名が行われる解体工事
対応許可：「**とび・土工事業**」又は「**解体工事業**」のどちらかの許可
2. **平成31年度以降（平成31年4月1日以降）**に
入札の公告又は指名が行われる解体工事
対応許可：「**解体工事業**」の許可
3. その他
岩見沢市建設工事等競争入札参加資格の種別については、「とび・土工事業」は『一般土木工事』及び『建築工事』、「解体工事業」は『建築工事』での登録となります。